

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の4町村では相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。



お問合せ先

西多摩くらしの相談センター

電話：0428-25-3501

住所：青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎1階

受付時間：(月～金曜日 9:00～17:00)



住居確保給付金のご案内

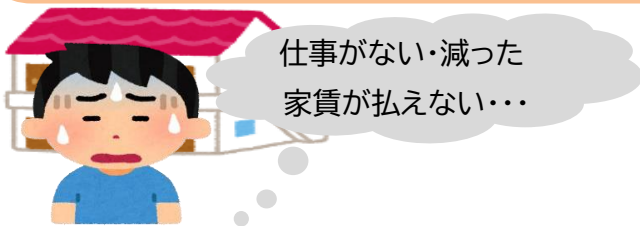
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者・離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日～

離職・廃業から2年以内 または
休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていませんか？ ※瑞穂町の場合 (単位:万円)				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額(月額)	8.1	12.3	15.7	
支給家賃額(上限額)	4.5	5.4	5.9	
※日の出町、檜原村、奥多摩町の場合				
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額(月額)	7.8	11.5	14.0	
支給家賃額(上限額)	4.09	4.9	5.32	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>
ハローワークに就職の申し込みをしますか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があります。西多摩くらしの相談センターに相談してください。